

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ リビングニーズ

**Q** : 私の夫は肺がんのため先月入院し、発見が遅かったために余命3か月と宣告されました。

ところで、夫の加入している保険では、余命6か月以内と判断された場合、生前給付金がもらえる特約、いわゆるリビングニーズ特約と呼ばれるものが付いているのですが、この生前給付金には所得税が課税されるのでしょうか。

**A** : 生前給付金は非課税となりますので、所得税は課税されません。

### 【解説】

仮に、生前給付金を死亡保険金の前払いとして取り扱った場合、その保険金は一時所得又は相続税等の課税対象となります。

しかし、生前給付金は、死亡を支払事由とするものではなく、疾病に基因して支払われるものと考えられていて、高度障害保険金等に該当します。

高度障害保険金等とは、疾病により重度障害の状態になったことなどにより、生命保険契約又は損害保険契約に基づき支払いを受けるいわゆる高度障害保険金、高度障害給付金、入院費給付金等のことをいい、身体の傷害に基因して支払いを受けるものとして所得税法上、非課税とされています。

また、三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）と診断されたことにより受け取る特定疾病給付保険金も、非課税とされています。

ご質問の生前給付金についても、所得税や住民税は課税されません。

